

答 登録しますと利札はありませんので、御訊ねの利札一枚毎と云ふ意味が良く分りませんが、税法の建前からは一社債権者の支拂者毎の利子支拂總額に對して税金を徴收し又税金を軽減することになつて居ります。尤も三年経つてゐるものとさうでないものとあるときは税率が違ひますので税率の違ふものは區別して計算して結構であります。

附録其の二 記載例

注意

以下に掲ぐる記載例は説明の理解を助くるものとして例示したものに過ぎず、凡ゆる場合を包含してはゐない。

記載例中にある點線は朱抹すべき部分を表はすものである。

記載例其ノ一

		(1) 登録番号		備
(2) 社債権者 氏名住所	甲野太郎 東京市 乙山太郎 東京市 (昭和17年7月10日登録印)			
(4) 登録 年月日	(5) 事由	(6) 登		
		社債ノ金額	口數	
A {	昭和 17 5 1 社債権者請求	100	10	
		500	10	
		1,000	5	
B {	17 6 20 昭和17年6月18日 奥田春夫ヨリ買受 移轉登録	1,000	5	
		5,000	1	
C {	17 9 10 昭和17年9月6日 山野三郎=賣渡 移轉登録			
D {	17 10 20 昭和17年10月15日 抽籤償還 抹消登録			
E {	17 12 10 社債権者請求 抹消登録			

記載例其ノ一

社 債 登 録 簿

(1) 登録番号 第 1 番

(2) 社債権者 氏名住所		甲野太郎 東京市麹町区一番町七五番地 乙山太郎 東京市神田区神保町十二番地へ轉居 (昭和17年7月10日登録印)(昭和17年10月1日登録印)						(3) 社債ノ償還及利 息ノ支拂ヲ受ク ベキ場所				東京市 日本興業銀行 安田銀行本店=變更 (昭和17年11月10日登録印)		(11) 豫備
(4) 登 年 月 日	(5) 事 由	(6) 登 録 額			(7) 抹 消 額			(8) 現 在 額				(9) 證 印	(10) 摘 要	
		社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ總額			
昭和 17 5 1	社債権者請求	100	10	1—10				100	10	1—10		印	昭和17年受附第1號	
		500	10	1—10				500	10	1—10				
		1,000	5	1—5				1,000	5	1—5	11,000			
17 6 20	昭和17年6月18日 奥田春夫ヨリ買受 移轉登録	1,000	5	10—14				100	10	1—10		印	昭和17年受附第2,300號 (前登録番號第10番)	
		5,000	1	2				500	10	1—10				
							1,000	10	1-5, 10-14		21,000			
17 9 10	昭和17年9月6日 山野三郎=賣渡 移轉登録				100	10	1—10	500	10	1—10		印	昭和17年受附第3,200號 (新登録番號第40番)	
					1,000	5	1—5	1,000	5	10—14				
							5,000	1	2		15,000			
17 10 20	昭和17年10月15日 抽籤償還 抹消登録				500	2	4, 8	500	8	1-3, 5-7, 9, 10		印	昭和17年10月20日償還 通知	
					1,000	1	10	1,000	4	11—14				
							5,000	1	2		13,000			
17 12 10	社債権者請求 抹消登録				500	5	1-3, 5, 6	500	3	7, 9, 10		印	昭和17年受附第3,500號	
					1,000	2	11, 12	1,000	2	13, 14				
							5,000	1	2		8,500			

記載例其ノ二

(1) 登録番号

(2) 社債権者 氏名住所		乙野三郎 東京市 大阪市		備
(4) 登録 年月日	(5) 事由	(6) 登録		第2400號 附1, 附2, 20日質權設定 簿記載ノ通 番號簿記載ノ通 赤坂區表町五丁目 五郎 5厘 6月25日登録印
		社債ノ金額	口數	
昭和 17 5 10	應募者請求	100	10	第2100號 記1號 6月10日 25年6月20日利息ヲ 變更 6月15日登録印
		500	10	
		1,000	5	
				第2850號 記2號 債權ノ債權ト共ニ昭和 日 大阪市北區中之島 區ニ移轉 10月25日登録印

A

B

C

D

社 債 登 録 簿

(1) 登録番号 第 4 番

(2) 社債権者 氏名住所		乙野三郎 東京市中野区中野二丁目三十番地 大阪市東區北濱一丁目三番地へ轉居 (昭和17年9月10日登録印)				(3) 社債ノ償還及利 息ノ支拂ヲ受ク ベキ場所		東京市 日本勸業銀行本店 大阪市 住友銀行本店=變更 (昭和17年9月10日登録印)			(11) 豫備	
(4) 登 年 月 日	(5) 事 由	(6) 登 録 額		(7) 抹 消 額		(8) 現 在 額			(9) 證 印	(10) 摘 要		
		社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額				口數
A { 昭和 17 5 10	應募者請求	100	10	} 債券番號簿 記載ノ通			100	10	} 債券番號簿 記載ノ通	1,100	印	昭和17年受附第800號
		500	10			500	10					
		1,000	5			1,000	5					
												昭和17年受附第2400號 順位第1番, 附1, 附2, 昭和17年6月20日質權設定 質權設定額 10,000圓 内譯 債券番號簿記載ノ通 債權額 9,000圓 辨濟期 昭和22年6月20日 質權者 東京市赤坂區表町五丁目 春野五郎 利 息 年5分5厘 昭和17年6月25日登録印
												昭和22年受附第2100號 順位第1番附記1號 昭和22年6月10日 辨濟期ヲ昭和25年6月20日利息ヲ 年5分3厘=變更 昭和22年6月15日登録印
												昭和22年受附第2850號 順位第1番附記2號 順位第一番ノ質權ハ債權ト共=昭和 22年10月20日 大阪市北區中之島 二番地秋山四郎=移轉 昭和22年10月25日登録印

B
C
D

記載例其ノ三

		(1) 登録番			
(2) 社債権者 氏名住所		春野一郎 東京市 外六名共同人名簿第一		備	
(4) 登録 年月日	(5) 事由	(6) 登録		月10日東京區裁判所ノ 依リ東京市赤坂區青山 十番地春野甲郎ノ爲メ	
		社債ノ金額	口數		
A { 昭和 17 6 24	應募者請求	500	30	物 式ノ通 9月15日登録印	
		1,000	5		
B { 17 8 20	昭和17年8月17日 信託行爲=因リ安田 信託株式會社へ移轉 移轉登録			月20日東京區裁判所ノ 因リ東京市赤坂區表町 春田五郎ノ爲メ賣買贈 ノ處分行爲ヲ禁ズル旨 物債券番號簿記載ノ通 9月22日登録印	
				E { 月2日東京區裁判所ノ 定=因リ順位第1番ノ 10月5日登録印	

社 債 登 録 簿

(1) 登録番号 第 8 番

(2) 社債権者 氏名住所		春野一郎 東京市麹町区霞ヶ関二ノ一 外六名共同人名簿第一册第一號						(3) 社債ノ償還及利 息ノ支拂ヲ受ク ベキ場所				東京市 安田銀行本店		(11) 豫 備	
(4) 登録 年月日	(5) 事 由	(6) 登 録 額			(7) 抹 消 額			(8) 現 在 額				(9) 證印	(10) 摘 要		
		社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ總額				
A { 昭和 17 6 24	應募者請求	500	30	債券番號簿 記載ノ通				500	30	債券番號簿 記載ノ通	20,000	印	昭和17年受附第2350號	順位第1番 昭和17年9月10日東京區裁判所ノ 假差押命令ニ依リ東京市赤坂區青山 南町五丁目五十番地春野甲郎ノ爲メ 假差押登録 假差押ノ目的物 債券番號簿記式ノ通 昭和17年9月15日登録 印	
		1,000	5				500	5	1,000						
B { 17 8 20	昭和17年8月17日 信託行爲ニ因リ安田 信託株式會社ニ移轉 移轉登録				500	10	債券番號簿 記載ノ通	500	20	債券番號簿 記載ノ通	10,000	印	昭和17年受附第2800號 (新登録番號第18番)	順位第2番 昭和17年9月20日東京區裁判所ノ 假處分命令ニ因リ東京市赤坂區表町 三丁目十番地春田五郎ノ爲メ賣買贈 與其ノ他一切ノ處分行爲ヲ禁ズル旨 ノ假處分登録 假處分ノ目的物債券番號簿記載ノ通 昭和17年9月22日登録 印	
					1,000	5									
														順位第3番 昭和17年10月2日東京區裁判所ノ 假差押取消決定ニ因リ順位第1番ノ 登録抹消 昭和17年10月5日登録 印	

記載例其ノ四

(1) 登録簿

(2) 社債権者 氏名住所		三井信託株式会社 備	
(4) 登録日 年月日	(5) 事由	(6) 登録	
		社債金額	
A { 昭和 17 6 2	社債権者請求 (昭和 17 年 5 月 25 日信託行為)	1,000	10,000
		1,000	5,000
B { 17 6 15	昭和 17 年 6 月 10 日 信託財産 = 山田春 夫ヨリ買受移轉及信 託登録	1,000	5,000
C { 17 12 20	昭和 27 年 12 月 15 日 信託終了 = 因リ海野 四郎 = 移轉 移轉及信託抹消登録		

記載例其ノ四

社 債 登 録 簿

(1) 登録番号 第 1 番

(2) 社債権者 氏名住所		三井信託株式会社 東京市日本橋區室町一丁目		(3) 社債ノ償還及利 息ノ支拂ヲ受ク ベキ場所		東京市 第一銀行本店		(11) 備 備			
(4) 登 録 日 年 月 日	(5) 事 由	(6) 登 録 額		(7) 抹 消 額		(8) 現 在 額			(9) 認 印	(10) 摘 要	
		社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額			口數
昭和 17 6 2	社債権者請求 (昭和17年5月25 日信託行爲)	1,000	10	15—24			1,000	10	15—24	印	昭和17年受附第18號信託財 産 信託原簿第4號
		10,000	5	1—5			10,000	5	1—5		
17 6 15	昭和17年6月10日 信託財産ニテ山田春 夫ヨリ買受移轉及信 託登録	1,000	10	40—49			1,000	20	15—24 40—49	印	昭和17年受附2200號 (前登録番號第60番) 信託財産, 信託原簿第4號, 第8號
		5,000	2	4, 8			5,000	2	4, 8		
17 12 20	昭和27年12月15日 信託終了ニ因リ海野 四郎ニ移轉 移轉及信託抹消登録				1,000	20	15—24, 40—49			印	昭和27年受附第2000號 (新登録番號第80番)
					5,000	2	4, 8				
					10,000	5	7—5				

記載例其ノ五

(1) 登録番		(2) 社債券者 春山二郎 東京 備	
(4) 登録年月日	(5) 事由	(6) 社債ノ金額	(8) 記載ノ通
昭和 17 5 25	引受人請求	500 1,000 10,000	年受附第 980 號 番 年 6 月 20 日 質權設定 額 60,000 圓 昭和 19 年 6 月 20 日 利息支拂期 年 7 分 間ト同時 東京市麹町區五番町八十番 野八郎 昭和 17 年 6 月 25 日 登録 印
19 3 10	昭和 19 年 3 月 2 日 家督相続 = 因リ 春山 五郎へ 移轉 右へ 昭和 17 年 1 月 30 日 貸金契約 = 基ク 東京市麹町區 〆 關 一丁目八番地 秋野八 郎ガ 春山五郎 = 對ス 債權保全ノ 爲代位 登録請求 = 因ル		年受附第 50 號 番 年 5 月 10 日 債務弁償 = 因リ 番ノ 登録抹消 昭和 18 年 5 月 10 日 登録 印
			年受附第 510 號 番 年 5 月 10 日 誤謬發見 = 因リ 番ノ 登録抹消 昭和 18 年 5 月 10 日 登録 印
			年受附第 511 號 番 年 5 月 10 日 誤謬發見 = 因リ 番ノ 登録回復 昭和 18 年 5 月 10 日 登録 印
			年受附第 980 號 番 年 6 月 20 日 質權設定 額 60,000 圓 昭和 19 年 6 月 20 日 利息支拂期 年 7 分 辨濟期ト同 東京市麹町區五番町八十番 野八郎 昭和 17 年 6 月 25 日 登録 印

A

B

C

D

E

F

G

社 債 登 録 簿

(1) 登録番号 番 1 6 號

(2) 社債券者 氏名住所		(3) 社債ノ償還及利 息ノ支拂ヲ受ク ベキ場所						(11) 豫 備					
春山二郎 東京市本郷區森川町十番地三二〇		東京市 三井銀行本店											
(4) 登 録 日 年 月 日	(5) 事 由	(6) 登 録 額			(7) 抹 消 額			(8) 現 在 額			(9) 證 印	(10) 摘 要	
		社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號	社債ノ金額	口數	債券ノ番號			
昭和 17 5 25	引受人請求	500	10	30—39				500	10	30—39	印	昭和 17 年受附第 800 號	
		1,000	5	16—20				1,000	5	16—20			
		10,000	5	21—25				10,000	5	21—25			60,000
19 3 10	昭和 19 年 3 月 2 日 家督相続 = 因リ 春山 五郎へ移轉 右へ昭和 17 年 1 月 30 日貸金契約 = 基ク 東京市本郷區森川町一 丁目八番地秋野八 郎ガ春山五郎ニ對ス ル債權保全ノ爲代位 登録請求 = 因ル				500	10	30—39				印	昭和 19 年受附第 250 號 (新登録番號 120 番)	
					1,000	5	16—20						
					10,000	5	21—25						

A
B

C
D
E
F
G

記載例其ノ六

(1) 登録番

(2) 社債権者 氏名住所		安田信託株式会社 東京 豫 備	
(4) 登 年 月 日	(5) 事 由	(6) 登	
		社債ノ金額	
A { 昭和 17 8 20	昭和17年8月17日 信託行爲=因リ春野 一郎ヨリ移轉 移轉及信託登録	500	
		1,000	
B { 17 10 10	昭和17年10月8日 春田三郎へ賣渡 移轉及信託抹消登録		

記載例其ノ八

債券番號簿

登録番號 4

債券ノ番號	備	考	債券ノ番號	備	考	債券ノ番號	備	考
100	2	買權設定	500	149	買權設定			
"	8	"	"	182	"			
"	240	"	"	187	"			
"	260	"	"	189	"			
"	278	"	1,000	280	買權設定			
"	289	"	"	284	"			
"	290	"	"	288	"			
"	380	"	"	292	"			
"	460	"	"	294	"			
"	478	"						
500	130	"						
"	132	"						
"	136	"						
"	142	"						
"	144	"						
"	146	"						

記載例其ノ九

- 一、本證ハ買員ノ譲渡、買入ノ目的トナルモノニアラス
- 二、登録社債ノ移轉、買入又ハ登録ノ抹消、登録事項ノ變更其他ノ登録ヲ請求セラル、トキハ必ズ本證書ノ添付ヲ要スルニ付喪失セザル機大切ニ保存セラレタシ

◎注意

No.....

社債登録濟證

一 日本製鐵株式會社第壹回社債

總額金 壹萬壹千圓也④

内譯裏面記載ノ通

右社債ハ昭和拾七年五月拾日社債登録簿登録

第四一 番ニ貴殿名義ヲ以テ登録濟ニ有之候

昭和拾七年五月四日

登録機關

株式會社 日本興業銀行④

東京市野區中野二丁目三十番地

乙 野 三 郎 殿

登録社債質權登録濟證

一 日本製鐵株式會社第壹回社債

一 登録番號 第四一 番

一 質權ノ目的タル社債ノ金額 金壹萬圓也

內譯裏面記載ノ通

右社債ニ對スル質權ニ關シ左記ノ事項

社債登録簿ニ登録濟ニ有之候

質權者	春野五郎	質權設定者	乙野三郎	債務者	乙野三郎	債權額	九千圓	辨濟期	昭和二十二年六月二十日	利息、償還金、 關スル事項	年五分	順位番號	第一番	登錄年月日	昭和十七年六月二十五日
-----	------	-------	------	-----	------	-----	-----	-----	-------------	------------------	-----	------	-----	-------	-------------

昭和十七年六月二十五日

登録機關

東京市麹町區丸ノ内壹丁目八番地壹

株式會社 日本興業銀行印

東京市赤坂區表町五丁目
春野五郎 股

摘要	枚數	號	番		豫	備
			記號	社債ノ金額		
内	10	甲	2, 8, 240, 260, 278, 279, 290, 380, 460	100圓	豫	備
	10		乙	500 "		
	5		丙	1,000 "		
譯		甲			豫	備
			乙			
			丙			
實		甲			豫	備
			乙			
			丙			

社債ノ金額	記 號	番 號	枚 數	摘 要	内	譯	豫	備
1,000 "	丙	80, 83-87, 92, 93, 97, 99, 123, 125, 126, 128, 129	15					
10,000 "	丁	485, 488, 489	3					

附錄其の三 社債等登録法關係法規

目次

一、社債等登録法……………二八一

二、社債等登録法施行期日ノ件……………二一三

三、社債等登録法施行令……………二一四

四、社債等登録法施行規則……………二二二

五、大藏省告示第一號(告示第二號ヲ含ム)……………二六八

六、大藏省告示第三號……………二七八

七、大藏省告示第四號……………二七九

八、大藏省告示第五號……………二七九

九、大藏省告示第六號……………二七九

十、社債等登録ニ關スル手数料……………二八〇

參 考(關係法規拔萃)

一、所得税法……………二八三

所得税法施行規則……………二九〇

二、臨時租稅措置法……………二九四

臨時租稅措置法施行規則……………二九六

三、國民貯蓄組合法……………二九八

國民貯蓄組合法施行規則……………二九九

四、臨時租稅措置法ニ依ル所得稅ノ輕減ニ關スル取扱方……………三〇四

一、社債等登録法 (昭和十七年二月十八日公布 法律第十一號)

- 第一條 本法ハ資金ノ蓄積及金融機關ノ資金ノ合理的運用等ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 社債ノ登録ハ勅令ヲ以テ定ムル法人(以下登録機關ト稱ス)ヲシテ之ヲ取扱ハシム
- 第三條 社債ノ登録ハ社債權者ノ請求ニ依リテ之ヲ爲ス
- 登録機關ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ社債ノ登録ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第四條 登録ヲ爲シタル社債ニ付テハ債券ハ之ヲ發行セズ
- 登録機關債券ヲ發行シタル社債ニ付登録ヲ爲ストキハ其ノ債券ヲ回收スルコトヲ要ス
- 第五條 登録ヲ爲シタル無記名社債ヲ移轉シ若ハ之ヲ以テ擔保權ノ目的ト爲シ又ハ之ヲ信託財產ト爲シタルトキハ其ノ登録ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ發行シタル會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 登録ヲ爲シタル記名社債ヲ移轉シ若ハ之ヲ以テ擔保權ノ目的ト爲シ又ハ之ヲ信託財產ト爲シタルトキハ其ノ登録ヲ爲シ且社債原簿ニ其ノ旨ノ記載ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ發行シタル會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

附錄其の三 社債等登録法關係法規 社債等登録法

第六條 法令ニ依リ擔保トシテ社債ヲ供託スル場合ニ於テハ登録ヲ爲シタル社債ニ付テハ其ノ登録ヲ受ケ之ニ代フルコトヲ得

第七條 社債權者ハ登録ヲ爲シタル社債ニ付何時ニテモ登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第八條 登録機關ハ社債登録簿ヲ備置クコトヲ要ス

第九條 主務大臣ハ登録事務ニ關シ登録機關ヲ監督ス

第十條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ登録機關ヲシテ登録事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ

又ハ當該官吏ヲシテ登録事務ヲ検査シ若ハ社債登録簿其ノ他ノ書類ヲ検査セシムルコトヲ得

第十一條 左ノ場合ニ於テハ登録機關ノ業務ヲ執行スル役員ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

三 前條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

第十二條 登録事務ニ従事スル登録機關ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

前項ノ職員ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 本法ハ命令ヲ以テ定ムル社債ニハ之ヲ適用セズ

第十四條 本法ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス
スル債券及命令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

第十五條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外登録並ニ登録ヲ爲シタル社債、地方債、特別ノ法令ニ依

リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外國又ハ

外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

有價證券移轉税法第三條中「甲種國債登録簿ニ登録シタル國債ニ付テノ名義變更」ノ下ニ「社債等登録法ニ依リ登録シタル社債、地方債又ハ外國若ハ外國法人ノ發行スル公債若ハ社債ニ付テノ名義變更」ヲ加フ

二、社債等登録法施行期日ノ件 (昭和十七年四月十一日公布 勅令第四百八號)

社債等登録法ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、社債等登録法施行令(昭和十七年四月十一日公布 勅令第四百九號)

第一章 總 則

- 第一條 社債等登録法第二條ノ規定ニ依リ社債ノ登録ヲ取扱フベキ法人(以下登録機關ト稱ス)ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外日本興業銀行トス
- 一 主務大臣ノ指定スル會社ガ社債ヲ發行シタルトキハ當該社債ニ付テハ其ノ會社
 - 二 前號ニ該當スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル會社ガ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ト爲リタルトキ、社債募集ノ委託ヲ受ケタルトキ又ハ社債ノ總額ヲ引受ケタルトキハ當該社債ニ付テハ其ノ會社但シ當該社債ニ付擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ト社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ社債ノ總額ヲ引受ケタル會社トアルトキハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社トシ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社、社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ社債ノ總額ヲ引受ケタル會社ニ以上アルトキハ主務大臣ノ指定スル會社トス
- 主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第二條 登録ヲ爲シタル社債(以下登録社債ト稱ス)ニ關シ登録シタル權利ノ順位ハ登録ノ前後ニ依ル

登録ノ前後ハ登録用紙中同一欄ニ爲シタル登録ニ付テハ順位番號ニ依リ別欄ニ爲シタル登録ニ付テハ受附番號ニ依ル

第三條 附記登録ノ順位ハ主登録ノ順位ニ依リ附記登録間ノ順位ハ其ノ前後ニ依ル

第四條 社債ノ登録ハ相續遺贈、合併、強制執行其ノ他此等ニ準ズベキ事由ニ因リ社債ノ移轉ノ登録ヲ請求スル場合ヲ除クノ外社債ノ償還又ハ利息ノ支拂ノ期日前三週間ハ之ヲ請求スルコトヲ得ズ

第五條 登録機關社債ノ登録ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク其ノ旨ヲ社債原簿ヲ備フル會社ニ通知スルコトヲ要ス

社債原簿ヲ備フル會社前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ社債原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六條 社債登録簿ノ調製其ノ他登録ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第七條 社債登録簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタル場合ニ於テ其ノ再製又ハ登録ノ回復ニ關スル手續ハ主務大臣之ヲ定ム

第八條 社債登録簿及其ノ附屬書類滅失スル虞アルトキハ主務大臣ハ必要ナル處分ヲ命ズルコトヲ得

第九條 登録社債権者其ノ他ノ利害關係人ハ社債登録簿及其ノ附屬書類ノ閲覧又ハ社債登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十條 登録機關ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ社債ノ登録社債登録簿及其ノ附屬書類ノ閲覧又ハ社債登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ニ付手数料ヲ徴スルコトヲ得

登録機關前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第十一條 主務大臣社債等登録法第十條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ登録事務ヲ検査シ又ハ社債登録簿其ノ他ノ書類ヲ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムルコトヲ要ス

第十二條 本令ハ地方債特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス但シ地方債ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ、産業債券、更生債券、住宅債券及農地開發債券ノ登録ヲ取扱フベキ法人ハ日本勸業銀行トス

第一條第二項ノ規定ハ前項但書ノ指定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二章 登録手續

第一節 通則

第十三條 登録ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外當事者ノ請求又ハ官廳若ハ公署ノ囑託アルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

請求ニ因ル登録ニ關スル規定ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外囑託ニ因ル登録ニ之ヲ準用ス

第十四條 登録ハ登録権利者及登録義務者又ハ其ノ代理人之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ請求書ニ登録義務者ノ承諾書ヲ添付シタルトハ登録権利者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 判決又ハ相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル登録ハ登録権利者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 登録名義人ノ表示ノ變更ノ登録ハ登録名義人ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ノ變更ノ登録ハ登録社債権者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得但シ登録上利害關係ヲ有スル第三者アル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第十八條 登録社債ヲ差押ヘタルトキハ執行裁判所ハ遲滞ナク囑託書ニ差押命令ノ正本又ハ謄本ヲ添附シテ差押ノ登録ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ登録社債ニ付假差押假處分又ハ滯納處分ニ因ル差押アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 前條ノ場合ニ於テ必要アルトキハ官廳又ハ公署ハ登録名義人又ハ其ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ニ代リ登録名義人ノ表示ノ變更又ハ相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル權利移轉ノ登録ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス

第二十八條及第三十二條第二項ノ規定ハ前項ノ登録ニ之ヲ準用ス

第二十條 登録ヲ請求スル場合ニ於テハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

一 請求書

二 登録義務者ノ權利ニ關スル登録済證

三 登録原因ニ付第三者ノ許可同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面

四 代理人ニ依リテ登録ヲ請求スルトキハ其ノ權限ヲ證スル書面

第二十一條 請求書ニハ左ノ事項ヲ記載シ請求者之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 社債ヲ發行シタル會社ノ商號社債ノ種類及社債ノ總額ガ數回ニ分チ發行セラレタル場合ニ於テハ其ノ回號以下社債ノ名稱ト稱ス

二 請求者ノ氏名及住所

三 代理人ニ依リテ登録ヲ請求スルトキハ其ノ氏名及住所

四 登録原因及其ノ日附

五 登録ノ目的

六 登録機關ノ表示

七 年月日

第二十二條 登録原因ニ登録ノ目的タル權利ノ消滅ニ關スル事項ノ定アルトキハ請求書ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十三條 登録權利者ガ多數ナル場合ニ於テ登録原因ニ持分ノ定アルトキハ請求書ニ其ノ持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十四條 判決ニ因リ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ判決ノ正本又ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二十條第二號及第三號ノ書面ハ之ヲ提出スルコトヲ要セス

第二十五條 左ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ事實ヲ證スル戶籍若ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本又ハ此等ニ準ズベキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

一 登録原因ガ相續其ノ他ノ一般承繼ナルトキ

- 二 請求者方登録権利者又ハ登録義務者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ナルトキ
- 三 登録名義人ノ表示ノ變更ノ登録ヲ請求スルトキ
- 第二十六條 登録ヲ請求スル場合ニ於テ第三者ノ許可同意又ハ承諾ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要スルトキハ其ノ第三者ヲシテ請求書ニ記名捺印セシメ其ノ書面ノ提出ニ代フルコトヲ得

第二十七條 同一ノ登録機關ノ取扱フベキ同一名稱ノ數口ノ社債ニ關スル登録ハ登録原因及登録ノ目的ガ同一ナルトキニ限り同一ノ請求書ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 債權者ガ民法第四百二十三條ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ債權者及債務者ノ氏名及住所並ニ代位原因ヲ記載シ且代位原因ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ登録機關ハ登録ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 請求事項ガ當該登録機關ノ取扱フベキ社債ニ關スルモノニ非ザルトキ
- 二 請求事項ガ登録スベキモノニ非ザルトキ
- 三 請求書ガ方式ニ適合セザルトキ
- 四 請求書ニ掲グル登録社債又ハ登録ノ目的タル權利ノ表示ガ社債登録簿ト符合セザルトキ

第五 第二十五條第二號ニ規定スル書面ヲ添付スル場合ヲ除クノ外請求書ニ掲グル登録義務者ノ表示ガ社債登録簿ト符合セザルトキ

六 請求書ニ掲グル事項ガ第二十四條前段又ハ第二十五條ノ書面ト符合セザルトキ

七 必要ナル書面ヲ提出又ハ添附セザルトキ

請求者ガ登録ノ手数料ヲ納付セザル場合ニ於テハ登録機關ハ登録ヲ爲サザルコトヲ得

第三十條 權利ノ變更ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添付シタルトキニ限り附記ニ依リテ其ノ登録ヲ爲ス

第三十一條 登録機關登録ヲ完了シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録済證ヲ交付スルコトヲ要ス

登録済證ヲ喪失シタル者ハ登録機關ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ登録済證ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條 登録機關登録ヲ完了シタル後其ノ登録ニ付錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ登録権利者及登録義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ハ第二十八條ノ場合ニ於テハ債權者ニ對シテモ亦之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依ル通知ハ登録権利者登録義務者又ハ債権者ガ多數ナルトキハ其ノ一人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第三十三條 前條ノ場合ニ於テ登録ノ錯誤又ハ遺漏ガ登録機關ノミノ過誤ニ出デタルトキハ登録機關ハ登録上利害關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除クノ外遲滞ナク其ノ登録ノ更正ヲ爲シ其ノ旨ヲ登録権利者及登録義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四條 第三十條ノ規定ハ登録ノ更正ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 抹消シタル登録ノ回復ヲ請求スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第二節 社債ニ關スル登録手續

第三十六條 社債權者未登録ノ社債ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シ且債券及支拂期ノ未ダ到來セザル利札ヲ添附スルコトヲ要ス

一 登録スベキ各社債ノ金額

二 債券ノ番號及數

三 支拂期ノ未ダ到來セザル利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ數及支拂期

四 社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所

未ダ債券ヲ發行セザル社債ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ前項第一號及第四號ニ掲グル事項ノ外各社債ノ拂込金額及債券ヲ發行スベキ場合ニ於ケル債券ノ番號ヲ記載シ且當該事實ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テハ請求書ニ登録原因及其ノ日附ヲ記載シ又ハ第二十條第二號及第三號ノ書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第三十七條 社債ノ應募又ハ引受ヲ爲サントスル者ハ應募又ハ引受ノ際豫メ社債ノ登録ノ請求ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ニ前條第一項第一號及第四號ニ掲グル事項ノ外社債ヲ發行スル會社(社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ會社)ノ商號ヲ記載シ之ヲ當該會社ニ提出スルコトヲ要ス

社債ヲ發行スル會社(社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ會社)ハ前項ノ請求書ニ各社債ノ金額拂込金額、口數及債券ヲ發行スベキ場合ニ於ケル債券ノ番號ヲ附記シ之ヲ登録機關ニ送付スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

✓ 第三十八條 登録社債ノ移轉ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ移轉シタル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號並ニ當該社債ノ移轉ヲ受ケタル者ガ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ヲ記載シ一部移轉ノ場合ニ於テハ其ノ部分ヲ表示スルコトヲ要ス

第三節 擔保權ニ關スル登録手續

第三十九條 質權轉質ノ場合ヲ含ム以下同ジノ設定ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 質權ノ目的ト爲スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號
- 二 債權額
- 三 登録原因ニ付辨濟期利息違約金若ハ賠償額ニ關スル定若ハ民法第三百四十六條但書ノ規定ニ依ル定アルトキ又ハ債權ニ條件ヲ附シタルトキハ其ノ事項
- 四 質權設定者ガ債務者ニ非ザルトキハ債務者ノ氏名及住所
 - 一定ノ金額ヲ目的トセザル債權ノ擔保タル質權ノ設定ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ債權ノ價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十條 質權ノ移轉ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ質權ガ債權ト共ニ移轉スルヤ否ヤヲ記載スルコトヲ要ス

債權ノ一部讓渡又ハ代位辨濟ニ因ル質權ノ移轉ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ讓渡又ハ代位辨濟ノ目的タル債權額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十一條 質權ノ移轉及轉質ノ登録ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第四十二條 社債等登録法第六條ノ規定ニ依リ擔保權ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 擔保權ノ目的ト爲スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號
- 二 供託スベキ法令ノ條項
- 三 擔保權者ノ表示

前項ノ登録ハ供託ヲ爲スベキ者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得
前二條ノ規定ハ第一項ノ擔保權ノ移轉ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四節 信託ニ關スル登録手續

第四十三條 社債ノ信託ノ登録ニ付テハ受託者ヲ登録權利者トシ委託者ヲ登録義務者トス

第四十四條

左ニ掲グル社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

一 信託財産ニ屬スル無記名社債ニシテ其ノ債券ニ信託法第三條第二項ノ規定ニ依ル信託財産ナルコトノ表示アルモノノ信託ノ登録

二 信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル社債ノ信託ノ登録

三 信託法第二十七條ノ規定ニ基キ復舊スル社債ノ信託ノ登録

第四十五條

受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登録ノ請求ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ請求書

ニ登録スベキ社債ガ信託財産ナルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第四十六條

社債ノ信託ノ登録ハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外信託ニ因ル當該社債ノ移轉

ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前條第一項ノ規定ニ依リ受益

者又ハ委託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條第一號ノ社債ノ信託ノ登録ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル當該社債ノ登録ノ請

求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル社債ノ信託ノ登録ノ請求ニ

之ヲ準用ス

第四十七條

受託者更迭ノ場合ニ於テ登録社債ノ移轉ノ登録ヲ請求スルニハ請求書ニ其ノ更迭

ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託法第五十條第二項ノ場合ニ於テ爲スベキ變更ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四十八條

受託者ノ任務ガ死亡破産禁治産準禁治産又ハ裁判所若ハ主務官廳ノ解任命令ニ因

リテ終了シタルトキハ前條ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

受託者タル法久ノ任務ガ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同ジ

第四十九條

社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ

添付スルコトヲ要ス

一 委託者受託者受益者及信託管理人ノ氏名及住所

二 信託ノ目的

三 信託財産ノ管理方法

四 信託終了ノ事由

五 其ノ他信託ノ條項

前項ノ書面ニハ請求者記名捺印スルコトヲ要ス

第五十條

前條ノ規定ニ依リ請求書ニ添付シタル書面ハ之ヲ信託原簿トス

信託原簿ハ之ヲ社債登録簿ノ一部ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登録ト看做ス

第五十一條 裁判所ガ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遲滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス主務官廳ガ信託管理人ヲ選任シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ裁判所又ハ主務官廳ガ受託者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 前條第一項ノ規定ハ裁判所ガ信託財産ノ管理方法ヲ變更シ又ハ主務官廳ガ信託ノ條項ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三條 第四十七條又ハ第四十八條ノ場合ニ於テ登録ヲ爲シタルトキハ登録機關ハ職權ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十四條 第四十七條、第四十八條、第五十一條及第五十二條ノ場合ヲ除クノ外第四十九條第一項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ受託者ハ遲滞ナク其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附シテ信託原簿ノ記載ヲ請求スルコトヲ要ス

受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル請求ニ之ヲ準用ス

第五十五條 登録機關第五十一條第二項ノ規定ニ依リ信託原簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ職權ヲ以テ社債登録簿ニ其ノ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第五節 抹消ニ關スル登録手續

第五十六條 社債權者第三十六條第一項第二項又ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依ル社債ノ登録ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ登録ヲ抹消スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號ヲ記載シ且當該社債權者ノ權利ニ關スル登録濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 登録權利者ガ登録義務者ノ行方ノ知レザルニ因リ登録ノ抹消ヲ請求スルコト能ハザルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公示催告ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ除權判決アリタルトキハ請求書ニ其ノ正本又ハ謄本ヲ添附シ登録權利者ノミニテ登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ請求書ニ債權證書又ハ登録セラレタル債務ノ辨濟證書ヲ添附シタルトキハ登録權利者ノミニテ質權ニ關スル登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條 信託財産ニ屬スル登録社債ガ移轉ニ因リ信託財産ニ屬セザルニ至リタル場合ニ於テ爲スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移轉ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託財産ニ關スル登録社債ガ信託ノ終了ニ因リ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス
第五十九條 登録社債ニ對スル強制執行手續ノ完結シタルトキハ執行裁判所ハ遲滯ナク囑託書
ニ之ヲ證スル書面ヲ添附シテ差押ノ登録ノ抹消ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ登録社債ニ對スル假差押假處分又ハ滯納處分ニ因ル差押ノ手續ガ完結シタル場
合ニ之ヲ準用ス

第六十條 社債等登録法第六條ノ規定ニ依リ爲シタル擔保權ノ登録ハ請求書ニ其ノ擔保ノ事由
ノ止ミタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ擔保ヲ供シタル者又ハ其ノ承繼人ノミテ其ノ抹消ヲ
請求スルコトヲ得

第六十一條 登録ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求
書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附
スルコトヲ要ス

第三章 雜 則

第六十二條 登録ヲ爲シタル無記名社債ノ社債權者ニ關シテハ商法第三百二十條第四項及第三

百二十一條第二項並ニ擔保附社債信託法第五十二條第二項及第九十五條第二項ノ規定ノ適用
ニ付テハ登録濟證ノ供託ヲ以テ債券ノ供託ト看做ス

第六十三條 社債等登録法ニ依リ報國債券ノ登録ヲ爲シタルトキハ臨時資金調整法第十四條ノ
五ノ規定ノ適用ニ付テハ同條ノ規定ニ依リ保管ヲ委託シタルモノト看做ス

第六十四條 社債ノ登録ノ抹消アリタルトキハ社債權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ債券ノ發行ヲ
請求スルコトヲ得

第六十五條 社債ヲ發行シタル會社登録社債ノ償還ヲ爲シタルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタ
ル會社又ハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ニ對シ償還ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外遲滯ナク
之ヲ證スル書面ヲ添附シテ其ノ旨ヲ書面ニ依リテ登録機關ニ通知スルコトヲ要ス擔保附社債
信託法ニ依ル受託會社又ハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ガ
登録社債ノ償還ヲ爲シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ登録社債權者ノ爲ニ社債ノ償還ヲ受ケタル社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ
擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ガ當該社債權者ニ對シ當該償還額ノ支拂ヲ爲シタル場合ニ
之ヲ準用ス

登録機關前二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ遲滯ナク其ノ事由ヲ記載シテ

當該社債ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第六十六條 登録機關必要アリト認ムルトキハ當該登録機關ニ於テ登録ヲ取扱フベキ社債ヲ發行シタル會社ニ對シ當該社債ニ付發行セラレタル債券ノ見本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第六十七條 社債等登録法及本令中主務大臣トアルハ大藏大臣及司法大臣トス

附 則

本令ハ社債等登録法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、社債等登録法施行規則

(昭和十七年四月十五日公布
大藏司法省令第一號)

第一章 總 則

第一條 社債等登録法第二條ノ規定ニ依リ社債ノ登録ヲ取扱フベキ法人以下登録機關ト稱スノ役員又ハ使用人ニシテ當該事務ニ従事スルモノハ同法第十二條第一項ノ規定ニ依リ法令ニ依

リ公務ニ従事スル職員ト見做ス

第二條 社債等登録法ハ左ニ掲グル社債ニハ之ヲ適用セズ

- 一 同法ノ施行地域ニ於テ社債ノ償還又ハ利息ノ支拂ヲ爲サザル社債
- 二 外國ニ於テ募集シタル社債
- 三 券面金額五圓未満ノ報國債券

第三條 社債等登録法第十四條ノ外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ハ同法ノ施行地域ニ於テ募集シタル滿洲國又ハ滿洲國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノトス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 登録機關左ノ各號ニ掲グル登録ヲ爲シタルトキハ社債等登録法施行令以下令ト稱ス第

五條第一項ノ規定ニ依リ社債原簿ヲ備フル會社ニ各其ノ掲グル事項ヲ通知スルコトヲ要ス

- 一 未登録ノ記名社債ノ登録ヲ爲シタルトキ又ハ登録ヲ爲シタル記名社債ニ關シ登録信託ノ登録ヲ除クヲ爲シタルトキハ請求書ニ記載シタル事項(令第二十一條第三號第六號及第七號ニ掲グル事項ヲ除ク)
- 二 登録ヲ爲シタル記名社債ニ付信託ノ登録ヲ爲シタルトキハ前號ニ掲グル事項及信託原簿

ニ記載シタル事項

三 未登録ノ無記名社債ノ登録ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ登録ヲ爲シタル社債ノ名稱社債ヲ發行シタル會社ノ商號社債ノ種類及社債ノ總額方數回ニ分子發行セラレタル場合ニ於テハ其ノ回號ヲ謂フ以下同ジ)竝ニ各社債ノ金額口數及債券ノ番號

第五條 登録機關令第三十六條第一項ノ規定ニ依ル登録ノ請求ニ基キ未登録ノ社債ノ登録ヲ爲シタルトキハ請求書ニ添附シタル債券及利札ハ之ヲ債券ヲ發行シタル會社ニ送付スルコトヲ要ス

第六條 社債權者令第六十四條ノ規定ニ依リ債券ノ發行ヲ請求スルトキハ社債ノ登録ノ抹消ノ請求書ニ債券發行ノ請求書ヲ添付スルコトヲ要ス

- 債券發行ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載シ請求者之ニ記名捺印スルコトヲ要ス
- 一 社債ノ名稱
 - 二 債券ノ發行ヲ請求スル各社債ノ金額口數及債券ノ番號
 - 三 請求者ノ氏名及住所
 - 四 代理人ニ依リテ請求スルトキハ其ノ氏名及住所
 - 五 債券ヲ發行スル會社ノ商號

六 年月日

第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ社債ノ登録ヲ抹消スベキモノト認ムルトキハ登録機關ハ遲滞ナク債券發行ノ請求書ニ其ノ旨ヲ附記シ之ヲ債券ヲ發行スル會社ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ債券ヲ發行スル會社ハ遲滞ナク發行ノ請求アリタル債券ヲ登録機關ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ債券ノ送付ヲ受ケタルトキハ登録機關ハ社債ノ登録ヲ抹消シ請求者ニ其ノ債券ヲ交付スルコトヲ要ス

第七條 社債登録簿ハ別表第一號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

第八條 社債登録簿ハ社債ノ名稱毎ニ口座ヲ分チ當該社債ニ付債券ニ記載スベキ事項ヲ其ノ表紙ノ裏面ニ記載ス

第九條 社債登録簿ハ一社債券者ニ付一用紙ヲ備フ但シ社債權者ノ請求ニ依リ別用紙ヲ備フルコトヲ妨ゲズ

第十條 受附簿ハ別表第二號様式ニ依リ毎年之ヲ調製スルコトヲ要ス

第十一條 登録ヲ請求スル社債權者又ハ質權者ハ印鑑二葉ヲ登録機關ニ提出スルコトヲ要ス改印ヲ爲シタルトキ亦同ジ

印鑑ハ別表第三號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

登録機關ハ第一項ノ規定ニ依リ提出シタル印鑑ノ内一葉ヲ自ラ保存シ他ノ一葉ヲ請求書ニ掲グル社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ送付スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ハ官廳又ハ公署ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 社債登録簿及其ノ附屬書類ハ登録機關ノ本店(主務大臣ノ指定スル登録機關ニ在リテハ主務大臣ノ指定スル支店)ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第十三條 社債登録簿ニハ副本ヲ設ケ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場所ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

第十四條 社債登録簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ登録機關ハ遲滞ナク主務大臣ニ其ノ旨ヲ報告スルコトヲ要ス社債登録簿及其ノ附屬書類ノ滅失スル處アルトキ亦同ジ

第十五條 社債登録簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ登録機關ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ當該副本ノ記載ヲ社債登録簿ニ轉寫シテ之ヲ再製スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ登録用紙中登録番號欄ニ其ノ口座ニ於ケル登録ノ順序ニ依リ新ナル番號ヲ記載シ其ノ右側ニ前登録番號副本ノ記載ヲ轉寫シタル旨及轉寫ノ年月日ヲ記載シ登録事務ニ従事スル登録機關ノ職員以下取扱者ト稱ス捺印スルコトヲ要ス

登録機關社債登録簿ヲ再製シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スルコトヲ要ス

第十六條 社債登録簿及其ノ附屬書類ノ閲覧又ハ社債登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ請求書ヲ登録機關ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ利害ノ關係ヲ説明スル事由ヲ記載シ又ハ之ニ其ノ關係ヲ説明スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十七條 社債登録簿、債券番號簿、共同人名簿、印鑑、信託原簿及社債登録簿ノ副本ハ登録ヲ爲シタル社債(以下登録社債ト稱ス)ノ償還請求權又ハ償還額ノ支拂請求權ガ時効ニ因リテ消滅スベキ時期ノ後五年ヲ經過スル迄之ヲ保存スルコトヲ要ス

請求書其ノ他ノ附屬書類ハ請求書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第十八條 登録機關正當ノ事由ナクシテ登録ヲ爲サザルトキハ主務大臣ハ登録機關ニ對シ登録ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 本令ハ地方債特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル滿洲國又ハ滿洲國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

第二章 登録ニ關スル手續

第二十條 請求書ノ提出アリタルトキハ受附簿ニ受附ノ年月日、受附番號、請求者ノ氏名及登録ノ目的ヲ記載シ、請求書ニ受附ノ年月日及受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス。但シ請求者ガ多數ナルトキハ請求書ニ掲グル筆頭ノ者ノミノ氏名及他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

受附番號ハ毎年之ヲ更新スルコトヲ要ス

第二十一條 登録ハ受附番號ノ順序ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 登録番號ハ始メテ登録ヲ爲ス順序ニ依リ口座毎ニ之ヲ附ス

第二十三條 登録ヲ爲シタルトキハ取扱者捺印スルコトヲ要ス

第二十四條 社債及信託ニ關スル事項ヲ登録スルトキハ請求書ノ受附番號、登録年月日、登録權利者ノ氏名及住所登録原因及其ノ日附竝ニ登録ノ目的、其ノ他請求書ニ掲グル事項ニシテ登録スベキ權利ニ關スルモノヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ請求書ノ受附番號ハ摘要欄ニ、其ノ他ノ事項ニシテ相當欄ナキモノハ事由欄ニ記載ス

第二十五條 擔保權ニ關スル事項ヲ登録スルトキハ前條第一項ニ掲グルモノノ外登録ヲ爲シタル順序ニ依リ順位番號ヲモ記載スルコトヲ要ス

差押假差押及假處分ニ關スル事項ヲ登録スルトキハ登録ノ年月日竝ニ差押ノ命令若ハ處分又ハ假差押若ハ假處分ノ命令ヲ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依ル登録ハ豫備欄ニ之ヲ爲ス

第二十六條 債券ノ番號ハ債券番號簿ニ之ヲ記載スルコトヲ得

債權番號簿ハ社債登録簿ノ一部ト看做ス

債券番號簿ハ別表第四號様式又ハ別表第五號様式ニ依リ之ヲ調製シ、社債ノ名稱毎ニ口座ニ分ツコトヲ要ス

第二十七條 令第二十八條、令第十九條第二項、第四十五條第二項及第五十四條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依ル登録ノ請求ニ基キ登録ヲ爲ストキハ債權者ノ氏名及住所竝ニ代位原因ヲモ記載スルコトヲ要ス

第二十八條 登録權利者ガ多數ナルトキハ請求書ニ掲グル筆頭ノ者ノミノ氏名及住所竝ニ他ノ人員ヲ登録用紙ニ記載シ、其ノ氏名及住所ヲ共同人名簿ニ記載スルコトヲ得。登録義務者ノ氏名及住所ヲ登録用紙ニ記載スルコトヲ要スル場合ニ於テ登録義務者ガ多數ナルトキ亦同ジ

共同人名簿ハ別表第六號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

不動産登記法施行細則第五十三條乃至第五十七條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 附記ニ依ル登録ノ順位番號ヲ記載スルトキハ主登録ノ番號ヲ用ヒ其ノ番號ノ右側ニ附記何號ト記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ主登録ノ順位番號ノ右側ニ附記番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十條 變更ノ登録又ハ更正ノ登録ヲ爲シタルトキハ變更又ハ更正シタル登録事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス

社債權者氏名住所欄又ハ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所欄ニ記載シタル事項ノ變更又ハ更正ノ登録ハ各其ノ欄ニ之ヲ爲ス

第三十一條 登録ヲ抹消スルトキハ抹消ノ登録ヲ爲シタル後抹消スベキ登録ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ抹消ニ係ル權利ヲ目的トスル第三者ノ權利ニ關スル登録アルトキハ相當欄ニ其ノ第三者ノ權利ヲ表示シ何權利ノ登録ヲ抹消シタルニ因リ抹消スル旨ヲ記載シ其ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第三十二條 登録ヲ回復スルトキハ回復ノ登録ヲ爲シタル後更ニ抹消ニ係ル登録ト同一ノ登録

ヲ爲シ或ル登録事項ノミガ抹消ニ係ルトキハ附記ニ依リ更ニ其ノ事項ヲ登録スルコトヲ要ス

第三十三條 夫登録ノ社債ノ登録ヲ爲ス場合ニ於テ支拂期ノ未ダ到來セザル利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ枚數及支拂期ヲ摘要欄ニ記載ス

第三十四條 社債ノ移轉ノ登録ヲ爲ストキハ従前ノ社債權者ノ登録用紙ニ登録ヲ爲シタル後新社債權者ノ登録用紙ニ登録ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ新社債權者ノ登録用紙中相當欄ニ移轉シタル社債ニ關スル質權其ノ他ノ登録ヲ移シ且各用紙ノ摘要欄ニ他ノ用紙ノ登録番號ヲ記載スルコトヲ要ス

一用紙ニ登録シタル社債ノ全部ニ付移轉ノ登録ヲ爲シタルトキハ従前ノ社債權者ノ登録用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

一用紙ニ登録シタル社債ノ一部ニ付移轉ノ登録ヲ爲ストキハ移轉シタル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號ハ従前ノ社債權者ノ登録用紙ニハ抹消額欄ニ之ヲ記載ス

第三十五條 信託原簿ハ別表第七號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

第三十六條 信託原簿用紙中ノ或欄ガ記載スベキ餘白ナキトキハ豫備欄ニ記載スルコトヲ要ス

第三十七條 信託原簿ノ表紙ニハ請求書受附ノ年月日及受附番號ヲ記載シ受附番號ノ順序ニ依リ之ヲ編綴シ番號ヲ附スルコトヲ要ス

番號ハ毎年之ヲ更新スルコトヲ要ス

第三十八條 信託ノ登録ヲ爲ストキハ摘要欄ノ相當部分ニ信託財産タル旨及信託原簿ノ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條 信託原簿ノ記載ヲ變更スルトキハ取扱者ハ別表第八號様式ニ依ル變更欄用紙ヲ編綴シテ契印ヲ爲シ之ニ記載スルコトヲ要ス

第四十條 社債登録簿及債券番號簿ニ登録ヲ爲シタルトキ又ハ信託原簿ノ變更欄ニ記載ヲ爲シタルトキハ横線ヲ劃シテ餘白ト分界スルコトヲ要ス

✓ 第四十一條 登録機關左ニ掲グル登録ヲ完了シタルトキハ登録権利者ニ登録済證ヲ交付スルコトヲ要ス

一 未登録ノ社債ノ登録

二 登録社債ノ移轉ノ登録

三 擔保權ノ設定又ハ移轉ノ登録

前項ノ登録済證ニハ登録番號登録ノ年月日登録権利者ノ氏名及住所社債ノ名稱金額口數及債券ノ番號其ノ他登録シタル權利ニ關スル事項順位番號アルトキハ順位番號並ニ登録済ノ旨ヲ記載シ登録機關捺印スルコトヲ要ス

第二十條第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

登録済證ハ別表第九號乃至第十一號様式ニ準ジテ之ヲ調製スルコトヲ要ス

✓ 第四十二條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依リ登録済證ノ再交付ヲ請求スルトキハ請求書ニ登録済證ヲ喪失シタルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル登録済證ニハ再交付ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

✓ 第四十三條 請求書ニ添附シタル登録済證ニ記載シタル權利ノ全部ニ付移轉又ハ抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ登録機關ハ其ノ登録済證ヲ回收スルコトヲ要ス

✓ 第四十四條 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外請求書ニ添附シタル登録済證ニハ登録ヲ爲シタル各社債ノ金額口數及債券ノ番號登録ノ目的並ニ登録済ノ旨ヲ記載シ登録機關捺印シテ之ヲ登録義務者ニ還付スルコトヲ要ス但シ登録名義人ガ多數ナル場合ニ於テ其ノ一部ガ登録義務者ナルトキハ登録義務者ノ氏名及住所ヲモ記載スルコトヲ要ス

第二十條第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

✓ 第四十五條 登録済證ノ所持人ハ登録済證ニ記載シタル事項ガ社債登録簿ニ現ニ存スル記載ト符合セザルニ至リタルトキハ登録機關ニ對シ其ノ書換ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條 登録機關登録ヲ完了シタルトキハ第四十一條第一項ノ規定ニ依リ登録済證ヲ交付

スル場合ヲ除クノ外登録権利者ニ對シ登録済ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ登録権利者ガ多數ナルトキハ其ノ一人ニ通知スルヲ以テ足ル

前二項ノ規定ハ令第二十九條ノ規定ニ依リ登録ヲ爲サザル場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條 登録用紙中或欄ガ登録ヲ爲スベキ餘白ナキニ至リタルトキハ新用紙中登録番號欄

ニ前用紙ノ登録番號ヲ轉寫シ其ノ右側ニ其ノ番號ノ第二ナルコト並ニ前用紙ヲ編綴セル社債

登録簿ノ冊數頁數及其ノ繼續用紙ナルコトヲ記載シ且前用紙中登録番號ノ右側ニ第一ノ文字

並ニ新用紙ヲ編綴セル社債登録簿ノ冊數頁數及之ニ繼續スル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前用紙中他ノ欄ニ餘白アルトキハ其ノ欄ニ登録スベキ事項ニ付テハ仍之ニ登録ヲ爲スコトヲ

要ス

前二項ノ規定ハ第三以下ノ繼續用紙ヲ備フル場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 一用紙ニ登録シタル社債ノ全部ニ付抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ其ノ用紙ヲ閉鎖

スルコトヲ要ス

第四十九條 登録用紙ヲ閉鎖スルトキハ登録番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第五十條 請求書ニ添附スル書類ノ原本ノ還付ヲ請求スルトキハ請求者ハ其ノ原本ト共ニ原本

ニ相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

取扱者ガ書類ノ原本ヲ還付スルトキハ其ノ謄本ニ原本還付ノ旨ヲ記載シテ捺印スルコトヲ要ス

第三章 雜 則

第五十一條 登録機關社債ノ登録ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ社債ノ償還及利

息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ通知スルコトヲ要ス

一 社債ノ名稱金額口數及債券ノ番號、

二 社債權者ノ氏名及住所

三 利息ノ支拂期日及金額

四 登録ノ年月日

五 利息ノ支拂ヲ受クベキ者ガ社債權者ニ非ザルトキハ其ノ者ノ氏名及住所

第五十二條 登録機關社債ヲ發行シタル會社ヨリ登録社債ノ償還ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ受ケタ

ルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ通知スルコト

ヲ要ス擔保附社債信託法ニ依ル受託會社又ハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ社債ノ總額

- ヲ引受ケタル者ヨリ登録社債ノ償還ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキ亦同ジ
- 一 償還ヲ爲スベキ社債ノ名稱、金額、口數及債券ノ番號
 - 二 社債權者ノ氏名及住所
 - 三 償還期日及金額
 - 四 支拂フベキ利息アルトキハ其ノ金額
 - 五 登録ノ年月日
 - 六 社債ノ償還ヲ受クベキ者ガ社債權者ニ非ザルトキハ其ノ者ノ氏名及住所
- 第五十三條 令第十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別表第十二號様式ニ依ル
- 第五十四條 本令中主務大臣トアルハ大藏大臣及司法大臣トス

附 則

本令ハ社債等登録法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B4トス)

社 債 登 録 簿

登 録 機 關

銀行(信託會社)

社債登録簿

(1) 登録番號									
(2) 社債名 權者 住者所	(3) 社債ノ 利息ノ 受クベキ 場所	(4) 登録 年月日	(5) 事 止	(6) 登録 額ノ 口數 社債ノ 券ノ 號	(7) 抹 消 額ノ 口數 社債ノ 券ノ 號	(8) 現 在 額ノ 口數 社債ノ 券ノ 號	(9) 額ノ 社債ノ 券ノ 總額	(10) 印 摺要	(11) 豫 備

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B4ノ二倍トシ中央ヨリ二ツ折トス)

別表第二號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格A4トス)

簿 附 受

登 録 機 關

銀 行 (信 託 會 社)

(登録社債用)

昭和 年 月 日	
社債ノ名稱	
登録番號	
支拂場所	
印鑑	
住 所 氏 名	

別表第三號様式

(用紙ノ大キサハ 縦一四五 横一五〇トス)

附録其の三 社債等登録法關係法規

社債等登録法施行規則

受附ノ年月日	受附番號	請求者ノ氏名	登録ノ目的	摘要

社債等登録法解説

債 券 番 號 簿

登 録 機 關

銀 行 (信 託 會 社)

別表第四號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B5F2)

債 券 番 號 簿

(1) 登録番號		(4) 登 年 月 日		(6) 登 録 額 (債券ノ番號)	(7) 抹 消 額 (債券ノ番號)	(8) 現 在 額 (債券ノ番號)	(11) 豫 備 (債券ノ番號)
受 附 番 號							

債 券 番 號 簿

登 録 機 關

銀 行 (信 託 會 社)

別表第五號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B5K)

債 券 番 號 簿

登録番號		考	債 券 番 號		考	債 券 番 號		考
債 券 ノ 番 號	備		債 券 ノ 番 號	備		債 券 ノ 番 號	備	

備考 備考欄ニハ當該社債ニ付移轉又ハ抹消ノ登録ヲ爲シタル都度其ノ旨ヲ記載スルコト

共同人名簿

登録機關

銀行(信託會社)

番 號	請求者ノ氏名住所	持 分	豫 備

(1) 住所 委託者ノ氏名		(5) 信託 條項
(3) 住所 受益者ノ氏名		(6) 附 備

別表第七號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B4ハズ)

(5) 信託 條項	(6) 附 備
--------------	------------

更	變	更	更

別表第八號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B4トス)

社債登録簿濟證

一 會社第 回 社債
(物上擔保附)

總額金 圓也

內 裏 面 記 載 ノ 通

右 社 債 ハ 昭 和 年 月 日 社 債 登 録 簿 濟 證 第 番 二 世 股 名 義

ヲ 以 テ 登 録 濟 二 有 之 候

昭 和 年 月 日

登 録 機 關

銀 行 (信 託 會 社) 印

股

(表面)

別表第九號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B5トス)

要	捺	枚	数	號	番	號	記	額	内

(裏面)

内
備

(裏面)

別表第十號様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格B 5 1 x)

登録社債質権登録済證

一 會社第...回號社債
(物件擔保時)
 一 登録番號第...番
 一 質權ノ目的タル社債ノ金額金...圓也
 内譯裏面記載ノ通

右社債ニ對スル質權ニ關シ左記ノ事項社債登録簿ニ登録済ニ有之候

質權者	質權設定者	債務者	債權額	弁済期	利息ノ連約金額等ニ關スル事項	順位番號	登録年月日

昭和...年...月...日

登録機關

銀行(信託會社)印

設

内	社債ノ金額	記	號	番	號	枚	數	摘	要
備									

(裏面)

別表第十二號様式

(用紙ノ大キサハ、縦九一紙、横六四紙トス)

裏面

第 號

昭和 年 月 日交付

表面

宣氏

社債等登録法施行令第十一條ノ規定ニ基テ隨檢之章

大藏省又ハ
司法省
ハ司法省印

附錄其の三 社債等登録法關係法規

社債等登録法施行規則

五、大藏省告示第一號(昭和十七年四月十六日公布)改正(昭和十七年大藏省告示第二號)

社債等登録法施行令第一條第一項同令第十二條第一項本文ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ會社、同令第十二條第一項但書ノ地方債並ニ社債等登録法施行規則第十二條第一項ノ登録機關及其ノ支店左ノ通指定ス

一 社債等登録法施行令第一條第一項第一號ノ會社

- 會社ノ商號 登録事務ヲ取扱フ場所
- 株式會社日本勸業銀行 東京市麹町區内幸町一丁目株式會社日本勸業銀行本店
- 株式會社日本興業銀行 東京市麹町區丸ノ内一丁目株式會社日本興業銀行本店
- 株式會社北海道拓殖銀行 東京市麹町區丸ノ内二丁目株式會社北海道拓殖銀行東京支店
- 株式會社朝鮮殖産銀行 東京市麹町區丸ノ内二丁目株式會社朝鮮殖産銀行東京支店
- 株式會社愛知縣農工銀行 名古屋市中區新榮町一丁目株式會社愛知縣農工銀行本店
- 株式會社茨城農工銀行 水戸市仲町株式會社茨城農工銀行本店
- 株式會社岡山縣農工銀行 岡山市上之町株式會社岡山縣農工銀行本店
- 株式會社神奈川縣農工銀行 橫濱市中區櫻木町一丁目株式會社神奈川縣農工銀行本店
- 株式會社福島縣農工銀行 福島市置賜町株式會社福島縣農工銀行本店

二 社債等登録法施行令第一條第二號本文(社債等登録法施行令第十二條第一項本文ニ於

テ準用スル場合ヲ含ム)ノ會社

- 會社ノ商號 登録事務ヲ取扱フ場所
- 株式會社日本勸業銀行 東京市麹町區内幸町一丁目株式會社日本勸業銀行本店
- 株式會社日本興業銀行 東京市麹町區丸ノ内一丁目株式會社日本興業銀行本店
- 株式會社臺灣銀行 東京市麹町區丸ノ内一丁目株式會社臺灣銀行東京支店
- 株式會社三和銀行 大阪市東區今橋三丁目株式會社三和銀行本店
- 株式會社住友銀行 大阪市東區北濱五丁目株式會社住友銀行本店
- 株式會社第一銀行 東京市麹町區丸ノ内一丁目株式會社第一銀行本店
- 株式會社野村銀行 大阪市東區備後町二丁目株式會社野村銀行本店
- 株式會社三井銀行 東京市日本橋區室町二丁目株式會社三井銀行本店
- 株式會社三菱銀行 東京市麹町區丸ノ内二丁目株式會社三菱銀行本店
- 株式會社安田銀行 東京市麹町區大手町一丁目株式會社安田銀行本店
- 三和信託株式會社 大阪市東區今橋三丁目三和信託株式會社本店
- 住友信託株式會社 大阪市東區北濱五丁目住友信託株式會社本店
- 三井信託株式會社 東京市日本橋區室町二丁目三井信託株式會社本店
- 三菱信託株式會社 東京市麹町區丸ノ内三丁目三菱信託株式會社本店
- 安田信託株式會社 東京市日本橋區吳服橋一丁目安田信託株式會社本店
- 三 社債等登録法施行令第一條第二號但書(社債等登録法施行令第十二條第一項本文ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ會社
- (1) 社債
- 社債ノ名稱 登録機關ノ名稱
- 淺野セメント株式會社第貳回イ號物上擔保附社債 株式會社日本興業銀行
- 同 第貳回ロ號物上擔保附社債 同
- 北樺太鑛業株式會社第壹回政府保證社債 同
- 吳羽紡績株式會社第壹回物上擔保附社債 同
- 同 第貳回物上擔保附社債 同
- 京成電氣軌道株式會社第拾參回イ號物上擔保附社債 同
- 同 第參回 同
- 同 第四回 同
- 同 第六回 同

岐阜縣第參回公債

靜岡縣昭和拾年度舊債償還費公債

靜岡縣昭和拾年度歲入缺陷補填費公債

靜岡縣清水港昭和拾年度舊債償還費公債

靜岡縣清水港昭和拾年度歲入缺陷補填費公債

乙第五回富山縣水力電氣事業公債

乙第六回富山縣水力電氣事業公債

乙第七回富山縣水力電氣事業公債

(ハ) 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券ノ名稱

恩給債券第壹回

同 第參回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

同 第五回

方債

五 社債等登録法施行規則第十二條第一項ノ登録機關及其ノ支店

登錄機關ノ名稱

支店ノ位置及名稱

株式會社北海道拓殖銀行 東京市麹町區丸ノ内二丁目株式會社北海道拓殖銀行東京支店

株式會社臺灣銀行 東京市麹町區丸ノ内一丁目株式會社臺灣銀行東京支店

株式會社朝鮮殖産銀行 東京市麹町區丸ノ内二丁目株式會社朝鮮殖産銀行東京支店

六 大藏省告示第三號(昭和十七年五月十三日公布)

社債等登録法施行令第一條第一項第二號但書(社債等登録法施行令第十二條第一項本文ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ會社左ノ通指定ス

(イ) 社債

社債ノ名稱

登錄機關ノ名稱

政府保證中支振興債券第五回

政府保證帝國石油債券(第壹回)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

七 大藏省告示第四號(昭和十七年六月二日公布)

社債等登録法施行令第一條第一項第二號但書ノ會社左ノ通指定ス

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券ノ名稱

政府保證東京交通債券(第貳回)

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非サルモノノ發行スル債券

附錄其の三 社債等登録法關係法規 告示

一〇 社債等登録ニ關スル手数料

社債等ノ登録手数料ハ左ニ依ルコト

(一)未登録ノ社債ノ登録及登録社債ノ移轉

同一名稱ノ社債ニシテ同一用紙ニ登録スベキモノニ付

額面金額五萬圓迄

額面金額百圓ニ付金貳錢
但最低料金參拾錢トス

同五萬圓ヲ超エ拾萬圓迄ハ其ノ超過金額ニ對シ

額面金額百圓ニ付金壹錢五厘

同拾萬圓ヲ超エ五拾萬圓迄ハ其ノ超過金額ニ對シ

額面金額百圓ニ付金壹錢

同五拾萬圓ヲ超エ百萬圓迄ハ其ノ超過金額ニ對シ

額面金額百圓ニ付金八厘

同百萬圓ヲ超ユルモノハ其ノ超過金額ニ對シ

額面金額百圓ニ付金五厘

但シ(イ) 券面金額貳拾圓以下ノ社債ノ登録手数料ハ債券壹枚毎ニ金拾錢トス

(ロ) 將來發行スル公社債ニ付發行ノ際登録機關ト發行者トノ特約アルトキ又ハ既發行

ノ公社債ニ付發行者ノ承諾アルトキハ發行總額又ハ現存額中一定割合額ニ對シ額

面百圓ニ付金壹錢以内ニ相當スル金額ヲ前記手数料ニ代ヘ發行者ヨリ徴スルコト

ヲ得ルコト此ノ場合ニ於テハ登録ノ請求者ヨリ手数料ヲ徴セズ

(二)社債ノ登録ノ抹消

登録番號毎ニ金貳拾錢

(三)擔保權ノ設定及其ノ抹消

登録番號毎ニ金貳拾錢

(四)信託ノ登録及其ノ抹消

登録番號毎ニ金貳拾錢

(五)名義人ノ表示變更

登録番號毎ニ金拾錢

(六)元利金支拂場所ノ變更

登録番號毎ニ金拾錢

(七)書換ニ因ル新登録濟證ノ交付

壹通ニ付金五拾錢

(八)登録濟證ノ再交付

壹通ニ付金五拾錢

(九)社債登録簿及其ノ附屬書類ノ閱覽

附錄其の三 社債等登録法關係法規

社債等登録ニ關スル手数料

登録番號毎ニ金拾錢

(十)社債登録簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付

壹枚ニ付金拾五錢

登録済證ヲ新ニ交付スル場合ニ於テハ前記金額ニ金五錢ヲ加算シタル手数料ヲ徴スルコトヲ得ルコト

社債等登録法ノ準用ヲ受クベキ地方債特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券並ニ滿洲國國債及滿洲國法人ノ社債ニ付テハ前記手数料ニ準ズルコト

備考

一、官廳又ハ公署ノ請求又ハ囑託ニ係ルモノニ付テハ手数料ヲ徴セザルコト

二、貯蓄債券、報國債券ニ付テハ左ノ場合ニハ手数料ヲ徴セザルコト

(イ)未登録ノ社債ノ登録及登録社債ノ移轉

(ロ)社債ノ登録ノ抹消

(ハ)名義人ノ表示變更

三、登録ノ抹消ニ因リ債券ノ發行ヲ請求スル者ハ所定ノ手数料ヲ納付スルコト

參 考 (關係法規拔萃)

一、所得稅法 (昭和十五年法律第二十四號)

改正 昭和十七年法律第四十七號

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ該當セザル個人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

一 本法施行地ニ資産又ハ事業ヲ有スルトキ

二 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ノ支拂ヲ受クルトキ

三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ヲ受クルトキ

四 本法施行地ニ於テ俸給、給料、歳費、費用辨償(月額又ハ年額)ヲ以テ支給スルモノニ限ル以下同

附錄其の三 社債等登録法關係法規 所得稅法

シ)年金(郵便年金ヲ除ク以下同ジ)恩給賞與若ハ退職給與又ハ之等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ受クルトキ

第三條 法人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

- 一 本法施行地ニ於テ公債社債若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ノ支拂ヲ受クルトキ
- 二 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ヲ受クルトキ

第六條 信託財産ニ付生ズル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スベキ受益者ガ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得稅ヲ賦課ス但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ爲ス合同運用信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相續人ヲ以テ受益者ト看做ス

公益信託ノ信託財産ニ付生ズル所得ニハ所得稅ヲ課セズ

第七條 本法ニ於テ合同運用信託トハ信託會社ノ引受ケタル金錢信託ニシテ共同セザル多數ノ委託者ノ信託財産ヲ合同シテ運用スルモノヲ謂フ

第十條 分類所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一 略

第二 配當利子所得

甲種 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債社債又ハ預金(法人ニ對スル預金ニ限ル)ノ利子及合同運用信託ノ利益竝ニ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配

乙種 營業ニ非ザル貸金ノ利子竝ニ甲種ニ屬セザル公債社債又ハ預金ノ利子、合同運用信託ノ利益及法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配

第三 以下略

第十二條 分類所得稅ヲ課スベキ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一 略

二 甲種ノ配當利子所得ハ其ノ支拂ヲ受クベキ金額但シ法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ支拂ヲ受クベキ金額ヨリ其ノ十分ノ一ヲ控除シタル金額

三 乙種ノ配當利子所得中法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ其ノ他ハ前年中ノ收入金額(無記名株式ノ配當竝ニ無記名ノ公

債及社債ノ利子ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額

四 以下略

第十三條 公債又ハ社債ニ付元本ノ所有者ニ非ザル者ガ利子ノ支拂ヲ受クルトキハ乙種ノ配當利子所得ノ計算上元本ノ所有者ガ支拂ヲ受クルモノト看做ス但シ利子ノ生ズル期間中ニ元本ノ所有者ニ異動アリタルトキハ最後ノ所有者ヲ以テ利子ノ支拂ヲ受クル者ト看做ス
第十五條 乙種ノ配當利子所得ハ百圓ニ滿タザルトキハ分類所得稅ヲ課セズ
第二十一條 分類所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一 略

第二 配當利子所得

甲種

一 國債ノ利子

百分ノ九

二 國債以外ノ公債ノ利子

百分ノ十四

三 其ノ他

百分ノ十五

乙種

百分ノ十五

第三 以下略

第二十二條 第一條ノ規定ニ該當セザル個人又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

一 國債ノ利子

百分ノ十六

二 國債以外ノ公債ノ利子

百分ノ二十一

三 前條第三項ニ規定スル預金ノ利子及剩餘金ノ分配

百分ノ十七

四 其ノ他

百分ノ二十二

第一條ノ規定ニ該當セザル個人ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受ケル利益又ハ剩餘金ノ處分タル賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ對スル分類所得稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第二十三條 信託會社ガ其ノ引受ケタル合同運用信託ノ信託財產ニ付納付シタル甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該合同運用信託ノ利益ニ對スル分類所得稅額ヨリ之ヲ控除ス
前項ノ場合ニ於テ控除スベキ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ハ甲種ノ配當利子所得ノ計算上當該合同運用信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

第七十二條 甲種ノ配當利子所得、甲種ノ勤勞所得又ハ甲種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅ハ支拂者支拂ノ際之ヲ徵收シ翌月十日迄ニ政府ニ納付スベシ

第七十三條 不動産所得、乙種ノ配當利子所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ニ對スル分類所得稅並ニ個人ノ總所得ニ對スル綜合所得稅ハ其ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第三期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第四期 翌年二月一日ヨリ末日限

第七十四條 第七十二條ノ規定ニ依リ徵收スベキ分類所得稅ヲ徵收セザルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セザルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

法人解散シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ徵收セラルル稅金ヲ納付セズシテ殘餘財産ヲ分配シタルトキハ其ノ稅金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第七十七條 本法施行地ニ於テ利子ノ支拂ヲ爲スベキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者委託募集ノ

場合ハ委託ヲ受ケ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又ハ社債ニ付命令ヲ以テ定ムル事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スベシ

第七十八條 本法施行地ニ於テ無記名ノ公債、社債又ハ株式ニ付利子又ハ配當ノ支拂ヲ受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ氏名又ハ名稱、住所其ノ他必要ナル事項ヲ利子又ハ配當ノ支拂ノ取扱書ニ告知スベシ

利子又ハ配當ノ支拂ノ取扱者ハ前項ノ告知ヲ爲サシメタル後其ノ支拂ヲ爲スベシ

第八十條 左ニ掲グル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スベシ

- 一 俸給給料、歳費費用辨償、年金、恩給若ハ賞與又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者
- 二 公債、社債若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ノ支拂ヲ爲ス者
- 三 利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人

合同運用信託以外ノ信託ノ受託者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各信託ニ付計算書ヲ政府ニ提出スベシ

第一百六條 個人ノ總所得中本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行預金及第二十一條第三項ニ規定スル預金ノ利子並ニ命令ヲ以テ定ムル合同運用信託ノ利益ニ付テハ當分ノ内稅義務者ノ申請ニ依リ他ノ所得ト之ヲ區分シ利子又ハ利益ノ支拂ノ際其ノ利子金額又ハ利益金額ヲ

課税標準トシ百分ノ二十五ノ税率ニ依リ其ノ綜合所得税ヲ賦課スルコトヲ得
 前項ニ規定スル綜合所得税ハ其ノ利子又ハ利益支拂ノ際支拂者ニ於テ之ヲ徴收シ翌月十日迄
 ニ政府ニ納付スベシ
 第七十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

所得税法施行規則 (昭和十五年勅令第三百三十四號)

改正 昭和十六年勅令第八十號
 昭和十七年勅令第九十九號

第八十九條 所得税法施行地ニ於テ利子ノ支拂ヲ爲スベキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者委託募
 集ノ場合ニ於テハ委託ヲ受ケ募集シタル者ハ所得税法第七十七條ノ規定ニ依リ其ノ公債又ハ
 社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ
 一 公債又ハ社債ノ名稱及其ノ總額
 二 利子支拂期限及利率
 三 償還ノ方法及期限
 四 數回ニ分テテ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

五 發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
 六 記名式又ハ無記名式ニ限リタルトキハ其ノ旨
 七 募入條件
 第九十條 所得税法施行地ニ於テ無記名ノ公債社債又ハ株式ニ付利子又ハ配當ノ支拂ヲ受クル
 者ハ所得税法第七十八條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ利子又ハ配當ノ支拂ノ取扱者ニ告知
 スベシ但シ無記名ノ公債又ハ社債ニシテ一回ノ利子受領金額十五圓未滿ナルモノニ付テハ此
 ノ限ニ在ラズ

- 一 支拂ヲ受クル者ノ住所又ハ居所及氏名又ハ名稱
- 二 公債社債又ハ株式ノ種類
- 三 支拂ヲ受クル利子又ハ配當ノ金額
- 四 公債又ハ社債ニ付元本ノ所有者ニ非ザル者ガ利子ノ支拂ヲ受クルトキハ其ノ元本ノ所有
 者ノ住所又ハ居所及氏名又ハ名稱
- 五 配當利子特別税ヲ課セラレタル利子又ハ配當ナルトキハ其ノ税額

第九十二條 所得税法第八十條第一項ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ハ左ノ期限
 ニ從ヒ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ但シ登録シタル公債社債郵便官署ノ保管ニ係ル公債社債

若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニシテ同一人ニ對スル支拂金額年百圓未滿ナルモノ
竝ニ第九十條但書ニ規定スル公債又ハ社債ノ利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 俸給給料歳費費用辨償年金恩給若ハ賞與又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ毎年一月
末日限

二 法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ配當金額又ハ分配金額ノ確定シタ
ル日ヨリ三十日以内但シ無記名ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當
ニ付テハ毎年三月十五日限

三 公債社債若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニ付テハ毎年一月末日限
無記名ノ公債社債又ハ株式ノ利子又ハ配當ニ付テハ第九十條ノ規定ニ依ル告知書ヲ以テ前
項ノ支拂調書ニ代フルコトヲ得

第九十三條 前條ノ支拂調書ニハ左ノ各號ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル者ノ住所又ハ居所氏名又
ハ名稱及各人別支拂金額ヲ記載スベシ

一 略

二 公債社債若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニ付テハ前年中ノ支拂金額公債社債預
金又ハ合同運用信託ノ種類元本利率利子計算期間其ノ他支拂金額計算ノ基礎支拂金額ノ確

定シタル月日配當利子特別税ヲ課セラレタルモノニ在リテハ該税額竝ニ無記名ノ公債又ハ
社債ノ利子ノ支拂ヲ受ケタル者ガ元本ノ所有者ト異ルトキハ元本所有者ノ住所又ハ居所及
氏名又ハ名稱

三 略

第九十四條 信託ノ受託者ハ左ノ期限ニ從ヒ各信託合同運用信託ヲ除クノ計算書ヲ所轄稅務署
ニ提出スベシ

一 信託會社ニ在リテハ每事業年度終了後二十日限

二 信託會社ニ非ザル受託者ニ在リテハ毎年三月十五日限

第九十五條 前條ノ計算書ニハ各信託ニ付左ノ事項ヲ記載スベシ

一 委託者及受益者ノ住所及氏名又ハ名稱

二 信託行爲ノ時及信託ノ期間

三 信託會社ニ在リテハ各事業年度末信託會社ニ非ザル受託者ニ在リテハ前年十二月末日ニ
於ケル信託財産ノ種類及現在額

四 信託會社ニ在リテハ各事業年度中信託會社ニ非ザル受託者ニ在リテハ前年中ニ於ケル信
託財産ノ異動及信託ニ關スル收入支出

五 前各號ニ掲グルモノノ外信託行爲ノ内容ニ關スル事項

二、臨時租稅措置法（昭和十五年法律第五十二號）

改正 昭和十四年法律第五十號 昭和十五年法律第五十四號
昭和十七年法律第五十六號

第一條ノ九 命令ヲ以テ定ムル預金貯金公債若ハ社債又ハ合同運用信託ノ利子又ハ利益ニシテ個人ノ受クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ利子又ハ利益金額ノ百分ノ一乃至百分ノ五ニ相當スル甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十 元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付政府ノ保證アル社債ノ利子ニ付テハ所得稅法第二十一條ニ規定スル稅率百分ノ十五ヲ百分ノ十四同法第二十二條ニ規定スル稅率百分ノ二十二ヲ百分ノ二十一トシタル場合ノ差減額ニ相當スル甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十二 貯蓄銀行法第九條第一項ノ規定ニ依リ貯蓄銀行ノ供託シタル公債及社債ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ十及所得稅法第二十一條第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依リ分類所得稅ヲ賦課ス

一 國債ノ利子ニ付テハ百分ノ三

二 國債以外ノ公債ノ利子ニ付テハ百分ノ十一

三 社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十二但シ第一條ノ十二ニ規定スル社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十

一

第一條ノ十三 明治三十九年法律第三十四號又ハ社債等登録法ニ依リ銀行（日本銀行ヲ除ク）其ノ他命令ヲ以テ定ムル金融機關ノ登録シタル公債及社債ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ十及所得稅法第二十一條第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依リ分類所得稅ヲ賦課ス

一 國債ノ利子ニ付テハ百分ノ五但シ命令ヲ以テ定ムル銀行ノ登録シタル國債ノ利子ニ付テハ百分ノ四

二 國債以外ノ公債ノ利子ニ付テハ百分ノ十二

三 社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十三但シ第一條ノ十二ニ規定スル社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十

二

臨時租稅措置法施行規則（昭和十三年大藏省令第二十一號）

改正 昭和十四年大藏省令第十三號 昭和十五年大藏省令第十九號

第一條ノ二十九 明治三十九年法律第三十四號又ハ社債等登録法ニ依リ登録シタル國債又ハ國債以外ノ公債若ハ社債ノ利子ニシテ登録シタル日ヨリ起算シ三年以後ニ於テ支拂ヲ受クルモノニ付テハ臨時租稅措置法第一條ノ九ノ規定ニ依リ利子金額ノ百分ノ五ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

郵便官署ニ保管ヲ委託シタル公債又ハ社債ノ利子ニシテ保管ヲ委託シタル日ヨリ起算シ三年以後ニ於テ支拂ヲ受クルモノニ付テハ臨時租稅措置法第一條ノ九ノ規定ニ依リ利子金額ノ百分ノ五ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ三十三 臨時租稅措置法第一條ノ十三ノ規定ニ依リ左ノ金融機關ヲ指定ス
一 生命保險會社

二 無盡會社

第一條ノ三十四 臨時租稅措置法第一條ノ十三第一號但書ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノハ貯蓄

銀行並ニ定期預金ノ總額中利率年三分四厘以上ノモノ十分ノ七ヲ超ユル銀行ノ登録シタル國債ノ利子ニ限ル

前項ノ定期預金ノ金額並ニ割合ハ前年六月末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第一條ノ三十五 臨時租稅措置法第一條ノ十三ノ規定ノ適用ヲ受クベキ公債又ハ社債ノ利子ハ當該公債又ハ社債ヲ登録シタル期間内ニ生ジタルモノニ限ル

附 則

第五條 昭和十七年三月三十一日以前ヨリ引續キ登録シ又ハ郵便官署ニ保管ヲ委託シタル國債ノ利子ニ付テハ第一條ノ二十九ニ規定スル期間ハ同年四月一日直前ノ利子支拂日ヨリ之ヲ起算シ同條ノ規定ヲ適用ス

昭和十七年三月三十一日以前ヨリ引續キ登録シ又ハ郵便官署ニ保管ヲ委託シタル國債ノ利子ニシテ登録又ハ保管ヲ委託シタル日ヨリ起算シ三年以後ニ於テ支拂ヲ受クルモノニ付テハ第一條ノ二十九ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至ル迄利子金額ノ百分ノ三ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第六條 社債等登録法施行後六月以内ニ登録シタル國債以外ノ公債又ハ社債ノ利子ニ付テハ第

一條ノ二十九ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至ル迄ハ利子金額ノ百分ノ二ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス但シ登録シタル日ヨリ起算シ三年ニ滿タザル間ニ於テ登録ヲ廢止シタルトキハ輕減シタル分類所得稅額ニ相當スル金額ヲ其ノ登録廢止ノ際支拂者ニ於テ徵收ス

三、國民貯蓄組合法

(昭和十六年法律第六十四號)

改正 昭和十七年法律第八十二號

第二條第一項

國民貯蓄ノ斡旋ヲ爲ス貯蓄方法ハ左ノ方法ニ依ルベシ
一―七 略

八

地方債又ハ社債特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券ヲ含ミ前號ニ掲グル債券ヲ除ク以下同ジニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ買入

第四條

國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ル銀行預金貯蓄銀行預金産業組合貯金其ノ他ノ預金又ハ合同

運用信託ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ元本ガ七千圓ヲ超エザルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ免除ス國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依リ買入レ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署ニ保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ爲シタル國債地

方債又ハ社債ニシテ額面金額七千圓ヲ超エザルモノノ利子ニ付亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ預金又ハ合同運用信託ガ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ爲サルトキハ元本ハ組合員毎ニ其ノ預金又ハ合同運用信託ニ付之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於テ國債地方債又ハ社債ノ保管ノ委託又ハ登録ガ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ爲サル場合ノ額面金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

前三項ノ元本及額面金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

國民貯蓄組合法施行規則

(昭和十六年大藏省令第三十三號)

改正 昭和十七年大藏省令第十七號

第三條ノ二

法第二條第一項第八號ニ規定スル命令ヲ以テ定ムルモノハ地方債又ハ左ノ各號ノ

- 一ニ該當スル社債特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券ヲ含ミ貯蓄債券及報國債券ヲ除ク以下同ジニシテ其ノ買入ノ日前一年以内ニ發行セラレタルモノトス
- 一 元本ノ償還及利子ノ支拂ニ付政府ノ保證アルモノ

- 二 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ發行スルモノ
- 三 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

第十八條 法第四條ノ規定ニ依リ利子又ハ利益ニ付分類所得税ノ免除ヲ受クル預金、合同運用信託、國債、地方債又ハ社債ハ第二十條各號ニ規定スルモノニシテ左ノ要件ヲ備フルモノナルコトヲ要ス

- 一 組合員數常時十人以上ヲ有スル國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ルモノナルコト

- 二 第十五條ノ組合貯蓄臺帳ニ記載セラルベキモノナルコト

前項第一號ノ組合ハ毎年一回同號ニ該當スルモノナルコトヲ證スル市町村長(市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノ以下同ジ)ノ證明書ヲ利子又ハ利益ノ支拂者ニ提出スベシ但シ陸海軍ノ官衙(學校ヲ含ム以下同ジ)又ハ工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ管理スル工場事業場ニ於ケル組合ニ在リテハ當該官衙ノ長其ノ他陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ指定スル者又ハ當該工場事業場ヲ管理スル官衙ノ長若ハ其ノ代理官ノ證明書ヲ支拂者ニ提出スルモノトス

第二十條 法第四條第一項ノ規定ニ依リ分類所得税ノ免除ヲ受クベキ銀行預金貯蓄銀行預金產業組合貯金前條ノ貯金、合同運用信託、國債、地方債又ハ社債ハ左ニ掲グルモノナルコトヲ要ス

- 一 契約期間二年以上ノ定期預金(契約ノ更新ニ依リ二年以上ノ期間繼續スベキコトヲ約シタル定期預金ヲ含ム)

- 二 拂戻ニ付期限ヲ定ムル預金契約ノ期間二年以上ニシテ最終ノ預ケ入ノ時ヨリ拂戻ノ期限ニ至ル期間一年以上ナルコトヲ約シタル据置貯金

- 三 信託期間三年以上ノ合同運用信託

- 四 國民貯蓄組合ヲ通ジテ郵便官署ニ保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ爲シタル三分半利附國債ニシテ二年以上ノ期間共ノ交付、賣却若ハ除却ノ請求又ハ讓渡ヲ爲サザルコトヲ約シタルモノ

- 五 國民貯蓄組合ヲ通ジテ郵便官署ニ保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ爲シタル地方債又ハ社債ニシテ二年以上ノ期間共ノ交付若ハ除却ノ請求又ハ讓渡ヲ爲サザルコトヲ約シタルモノ

第二十二條 同一ノ組合員ガ二口以上ノ第二十條第一號乃至第三號ノ預金又ハ合同運用信託ヲ有スルトキハ法第四條第一項ノ元本額ハ此等ノ銀行預金貯蓄銀行預金產業組合貯金第十九條ノ貯金又ハ合同運用信託ヲ各別ニ合算シタルモノニ依リ之ヲ計算ス

同一ノ組合員ガ同一ノ郵便貯金通帳ヲ以テ保管ノ委託ヲ爲シタル二以上ノ第二十條第四號ノ國債ヲ有スルトキハ法第四條第一項ノ額面金額ハ各國債ノ額面金額ヲ合算シタルモノニ依リ之ヲ計算ス同一ノ組合員ガ登録ヲ爲シタル二以上ノ第二十條第四號ノ國債ヲ有スル場合亦同

同一ノ組合員ガ二以上ノ第二十條第五號ノ地方債ヲ有スルトキハ法第四條第一項ノ額面金額ハ各地方債ノ額面金額ヲ合算シタルモノニ依リ之ヲ計算ス同一ノ組合員ガ二以上ノ第二十條第五號ノ社債ヲ有スル場合亦同ジ

第二十三條 法第四條第一項ノ規定ニ依リ預金、合同運用信託又ハ國債ノ利子又ハ利益ニ付分類所得税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ當該預金、合同運用信託又ハ國債ガ組合貯蓄臺帳ニ記載セララルモノナルコトヲ證スル組合長ノ證明書ヲ支拂者ニ提出スベシ

法第四條第一項ノ規定ニ依リ地方債又ハ社債ノ利子ニ付分類所得税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ當該地方債又ハ社債ガ組合貯蓄臺帳ニ記載セララルモノナルコト及各組合員ノ名義ヲ以テ爲サル貯蓄ナルトキハ當該地方債又ハ社債ノ額面金額ガ當該組合ノ轉換ニ依リ買入レ分類所得税ノ免除ヲ受ケル他ノ地方債又ハ社債ノ額面金額以下他ノ地方債又ハ社債ノ額面金額ト稱スト合算シテ七千圓以下ナルコトヲ證スル組合長ノ證明書ヲ支拂者ニ提出スベシ

第二十四條 國民貯蓄組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ預金若ハ合同運用信託ヲ爲シ又ハ國債、地方債若ハ社債ノ保管ノ委託若ハ登録ヲ爲ス場合ニ於テ法第四條第一項ノ規定ニ依リ分類所得税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ各組合員別ノ明細書、地方債又ハ社債ニ關スルトキハ他ノ地方債又

ハ社債ノ額面金額ヲ附記スベシヲ支拂者ニ提出スベシ但シ一組合員ノ支拂者毎ノ貯蓄現在高(地方債又ハ社債ニ關スルトキハ他ノ地方債又ハ社債ノ額面金額ヲ合算シタルモノ)ガ二千五百圓未滿ノモノニ付テハ其ノ組合員數及貯蓄ノ合計金額ノミヲ記載スルヲ以テ足ルモノトス

第二十五條 法第四條第一項ノ規定ニ依リ預金又ハ合同運用信託ノ利子又ハ利益ニ付分類所得税ノ免除ヲ受ケタルモノガ其ノ契約ノ日ヨリ二年以内、合同運用信託ノ場合ハ當該信託契約ノ日ヨリ三年以内ニ於テ全部又ハ一部ノ元本ノ拂戻ヲ受クルトキハ當該元本ヨリ生ジタル利子又ハ利益ニ付免除ヲ受ケタル分類所得税額ニ相當スル金額ヲ其ノ拂戻ノ際支拂者ニ於テ徴收スベシ

前項ノ場合ニ於テ拂戻ヲ受クル元本ニ付拂戻ノ際未ダ支拂ヲ爲サザル利子又ハ利益アルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ分類所得税ノ免除ハ之ヲ爲サズ

前二項ノ規定ハ法第四條第一項ノ規定ニ依リ國債、地方債又ハ社債ノ利子ニ付分類所得税ノ免除ヲ受ケタル者ガ其ノ保管ノ委託又ハ登録ノ日ヨリ二年以内ニ當該國債、地方債又ハ社債ノ交

四、臨時租税措置法ニ依ル所得税ノ輕減ニ關スル取扱方

(主税局ヨリ金融機關ニ通牒)

- 一 施行規則第一條ノ二十八ノ銀行定期預金ニハ貯蓄銀行ノ定期預金ヲ含ムモ産業組合貯金等ハ之ヲ含マザルコト
- 二 法第一條ノ九ノ規定ニ依ル分類所得税ノ輕減ヲ受クベキ個人ハ税法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有スルト否トヲ問ハザルコト
- 三 契約期間五年以上ノ銀行定期預金ニシテ其ノ利子ガ契約期間満了ノ際ニ於テ支拂ハルルモノニ付テハ利子全額ニ對シ百分ノ五ヲ輕減スルコト但シ複利ノ方法ニ依ル預金ニ付テハ契約ヲ更新シタル場合ノ預金ニ準ジ取扱フコト
- 四 銀行定期預金又ハ合同運用信託ニシテ本支店間ニ於テ信託又ハ預ケ替ヲ爲シタルモノノ如キハ當該本支店ヲ通ジテ其ノ期間ヲ計算スルモ妨ゲナキコト
- 五 銀行定期預金又ハ合同運用信託ニシテ其ノ利子又ハ利益ヲ元本ニ繰入レタル場合ハ其ノ繰入レタル金額利子又ハ利益相當額ニ付テハ當該預金又ハ信託ノ元本ノ預ケ入又ハ信託ノ當初

- ヨリ預ケ入又ハ信託アリタルモノト看做シテ其ノ期間ヲ計算スルモノナルモ利子又ハ利益以外ノ金額ヲ同時ニ預ケ入又ハ信託シタルトキハ其ノ金額ニ付テハ別ニ之ヲ計算スルコト但シ本法施行前ニ於テ預ケ入又ハ信託シタル利子又ハ利益以外ノ金額ニシテ利子又ハ利益ト合算シテ百圓ニ達スル迄ノ預ケ入又ハ信託ニ付テハ當初ヨリ預ケ入又ハ信託アリタルモノト看做シテ取扱フモ妨ゲナキコト
- 六 銀行定期預金ニシテ契約期間ヲ經過スルモ其ノ儘預ケ入ヲ爲スモノニ付テハ其ノ經過期間ハ當該契約ヲ繼續シタル場合ニ限り契約ヲ更新シタル定期預金ト認メテ法第一條ノ九ノ規定ヲ適用スルコト但シ契約ヲ繼續セザル場合ニ於テモ其ノ經過期間ガ契約期間ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ契約期間ニ相當ズル經過期間例ヘバ六月ノ契約期間ノ定期預金ニシテ經過期間ガ七月ナルモノニ付テハ六月一年二月ナルモノニ付テハ一年ニ限り契約ヲ更新シタルモノト認メテ取扱フモ妨ゲナキコト
- 七 施行規則第一條ノ二十八ノ合同運用信託ノ信託期間中ニ収益ノ受益者ニ異動アリタル場合ト雖モ元本ノ受益者ニ異動ナキ限り其ノ信託ノ期間ハ當該信託ノ當初ヨリ計算スルコト
- 八 被相続人ノ預ケ入又ハ信託シタルモノハ之ヲ相続人ノ預ケ入又ハ信託シタルモノト看做シ其ノ期間ヲ計算スベキモノナルモ贈與(相続税法第二十三條ニ依ル贈與ヲ含ム)ヲ受ケタルモノ

附錄其の三 社債等登録法關係法規

所得税輕減取扱方

- ノ如キハ總テ新ニ預ケ入又ハ信託ヲ爲シタルモノト認メ其ノ期間ヲ計算スルコト
- 九 施行規則附則第四條ノ「最初ニ支拂ヲ受クル日」トハ契約期間ヲ經過シテ利子ノ支拂ヲ受クル場合ニ在リテモ其ノ利子支拂確定ノ日ヲ指スモノニシテ、現實ニ利子ノ支拂ヲ受クル日ノ如何ハ之ヲ問ハザルコト
- 十 法第一條ノ九ノ規定ニ依リ税額ヲ輕減スル場合ニ於テハ、輕減シタル税率ニ依リ徵收税額ヲ算出スルモ妨ゲナキコト
- 十一 同一人ガ同一ノ支拂者ヨリ數口ノ預金利子ノ支拂ヲ受クルトキハ輕減シタル税率ノ異ナル毎ニ之ヲ合算シ錢位未滿ノ端數ヲ切捨テ徵收税額ヲ算出スルコト
- 十二 信託會社ガ其ノ信託財産タル公債又ハ社債合同運用シタル場合ヲ除クヲ登録シタ場合ニ於テハ、法第一條ノ九又ハ第一條ノ十三ノ規定ニ依リ輕減ヲ爲スモ妨ゲナキコト
- 十三 社債等登録法第十四條ノ規定ニ依リ社債等登録法ノ準用ヲ受クベキ外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債(例ヘバ本邦内ニ於テ募集シタル滿洲國國債又ハ滿洲國法人ノ社債)ニ付テモ、法第一條ノ九又ハ第一條ノ十三ノ規定ニ依リ輕減ヲ爲スコト
- 十四 貯蓄銀行ガ社債等登録法第六條ノ規定ニ依リ供託ニ代ヘ登録シタル社債ノ利子ニ付テハ法第一條ノ十二ノ規定ニ依リ輕減ヲ認ムルコト

- 十五 登録公債又ハ登録社債ノ利子ノ支拂ガ登録機關ニ非ザル利子ノ支拂ノ取扱者ニ於テ爲サル場合ハ、登録機關ハ利子支拂通知書ニ徵收スベキ分類所得税額ヲ附記シテ之ヲ通知スルコト
- 十六 法第一條ノ十三ニ規定スル金融機關ニハ信託會社並ニ本邦外ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル金融機關ハ之ヲ包含セザルモノナルコト
- 十七 左ニ掲グル證券ヲ登録シタル場合ハ登録公社債トシテ取扱フコト
- 一 賜金國庫債券(國債)
- 二 庶民債券、恩給債券、更生債券、住宅債券、農地開發債券、交通債券、産業設備債券、南方開發金庫ノ發行スル債券、戰時金融債券、食糧營團債券、醫療債券(國債以外ノ公債)
- 三 産業債券、商工債券(社債)
- 十八 登録又ハ供託シタル公社債ニ付、其ノ登録又ハ供託シタル期間内ニ生ジタル利子額ノ計算ハ、當該公債又ハ社債ノ利子額ヲ登録又ハ供託シタル期間ト登録又ハ供託セザリシ期間トニ按分シテ之ヲ爲スコト
- 十九 銀行等ガ公債又ハ社債ノ供託又ハ登録ヲ廢止シタル場合ニ於テ當該公債又ハ社債ノ利子ノ支拂期ガ其ノ廢止シタル後ニ到來スルモノニ付テハ利子額中供託又ハ登録シタル期間内ニ

生ジタル部分ノ金額アル場合ト雖モ之ヲ輕減セザルコト

二十 營業ノ讓渡合併ノ場合ヲ除クニ因リ登録シタル公債又ハ社債ヲ取得シタル場合ニ於テハ、其ノ取得シタル後ニ於ケル期間内ニ生ジタル利子額ニ限り法第一條ノ十三ノ規定ニ依ル輕減ヲ爲スコト

二十一 銀行等ノ登録シタル國債ニシテ昭和十七年四月一日以後ニ於テ利拂期ノ到來スルモノノ登録期間ニ生ジタル利子ノ計算ハ、本法施行前ヨリ引續キ爲シタルモノト雖モ現實ニ登録シタル期間ニ依ルコト

昭和十七年九月二十四日印刷
昭和十七年九月二十九日發行

【非賣品】

發行所

株式會社

日本興業銀行登録部

東京市麴町區丸ノ内一ノ八ノ一
日本興業銀行登録部長

編輯兼
發行者

野 口 圭 一

印刷者



北 川 武 之 輔

東京市京橋區銀座四丁目四番地七

印刷所 (東京市)

株式會社 細川活版所

東京市京橋區銀座四丁目四番地七



927
218

